今井介護医療院 運営規程

（事業の目的）
第１条　医療法人杏林会が設置する今井介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）
第２条 施設は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要な方に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行います。ご利用者の皆様の生活の質の向上が図れるように、看護・介護サービスと快適な療養環境の提供に努めます。そして利用者様のみならずご家族様に納得してご利用いただける施設を目指します。

（施設の名称等）
第３条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
（１）名　称　　今井介護医療院
（２）所在地　　栃木県足利市田中町１００番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）
第４条 施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職　種	人　数	常勤換算	業務内容
医師	1名以上	0.37名以上	医療管理
看護師	6名以上	6名以上	看護業務
介護職員	6名以上	6名以上	介護業務
介護支援専門員	1名以上	1名以上	ケアプランの立案
薬剤師	1名以上	0.123名以上	薬剤業務
管理栄養士	1名	1名	栄養管理、栄養マネジメント
リハビリテーションスタッフ	1名以上	1名以上	リハビリテーション

（介護医療院の入所定員）
第５条 施設の入所定員は、３７名とする。（全床（37床）Ⅱ型療養床）

（介護医療院サービスの内容）
第６条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。
（１）施設サービス計画の作成
（２）診療
（３）入浴
（４）排せつ
（５）褥瘡の予防
（６）離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
（７）食事
（８）機能訓練
（９）相談、援助
(10) レクリエーション行事

（利用料等）
第７条 介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

利用料金は、別添の今井介護医療院利用料金表を参照。

（要介護認定に係る援助）
第８条 施設は、介護医療院サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
２ 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
３ 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（入退所に当たっての留意事項）
第９条 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。
２ 施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護医療院サービスを提供するものとする。
３ 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（衛生管理等）
第１０条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
２ 施設において、食中毒又は感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）
第１１条 施設は、介護医療院サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに医師への連絡を行う等の必要な措置を講ずることとともに、管理者に報告する。
２ 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
３ 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
４ 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力病院等）
第１２条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。
２ 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（非常災害対策）
第１３条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者を定め、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
防火訓練計画により年２回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。

（苦情処理）
第１４条 施設は、介護医療院サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
２ 施設は、提供した介護医療院サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）
第１５条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
２ 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）
第１６条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
（１）入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
（２）その他虐待防止のために必要な措置
２ 施設は、介護医療院サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
３ 虐待防止のための指針の整備
４ 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（身体拘束）
第１７条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携）
第１８条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

（その他運営に関する留意事項）
第１９条 施設は、従業者の資質向上のための研修を随時行うものとする。
２ 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
３ 施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
４ 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。
５ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人杏林会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
平成３１年３月１日制定
令和元年１１月１日一部改訂
令和８年１０月１日一部改訂